

福島市告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成20年 1月24日

福島市長 瀬戸孝則



- 1 区域 立子山地区の一部および飯坂町茂庭地区の一部
(別紙のとおり)

編入する字名		同上に編入される区域	
立子山字入ヶ沢	立子山字仲平山	八の二	
立子山字上館山	立子山字藤宮	三七の二、三八の二、三九の二、四一の一から四一の三まで、四二の二、四三の四及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに一二の二、四三の一から四三の三に隣接する道路である公有地の全部	
立子山字春田	立子山字上館山	四の二、五、八の口、九の一、九の二及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	
	立子山字上館	一一の一、一二の二、一三、一五の五及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	
	立子山字牛窪	一二の二、一二の三、一三の二、一三の三、一四の二、一六の四及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	
立子山字藤宮	立子山字上館山	一の二、一五の一	
	立子山字仲平山	二〇の二、二〇の四	
立子山字仲平山	立子山字藤宮	一七の一	
	立子山字長久保山	二の五	
立子山字大道	立子山字木口平	六の一、六の二、九八の二	

飯坂町茂庭字広瀬前	飯坂町茂庭字広瀬	三一
	飯坂町茂庭字広瀬山	三の三
立子山字東西	立子山字長久保山	一六
	立子山字京沢	六の三、七の二
立子山字京沢山	立子山字京沢山	一七の二
	立子山字月山	一九の二
立子山字長坂山	立子山字高根	一の二、一の三、二二の二、二二の三、二三の二、二三のイ、二四の二及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
	立子山字牛窪	一六の一、一七の一、一七の三、一七の八
	立子山字薬研沢	五、二三の二、二四の二
	立子山字仲平山	一二
	立子山字岩ノ入	二〇の三
立子山字木口平	立子山字京沢山	七
	立子山字長坂山	一四の三、一四の四

編入する字名	同上に編入される区域	
飯坂町茂庭字北野原	飯坂町茂庭字北野原山	二の二から二の五まで、四の一、四の五、四の七から四の九まで、四の二三、八の二、九の四から九の六まで
飯坂町茂庭字尼ヶ堂	飯坂町茂庭字鈴平	九の二
飯坂町茂庭字鈴平	飯坂町茂庭字北野原	五の二、六の二、七の二、一一の二、一二から一四まで、一五の二、一六の二、一七の二、一七の三、一八から二〇まで、二一の二、二二の二、二三の二、二四の二、二五の二、二六の二、二七の二、二八の二、二九の二、三〇の二、三一の二、三二の二、三三の二、三四の二、三五の二、三六の二、三七の二、三八の二、三九の二、四〇の二、四一の二、四二の二、四三の二、四四の二、四五の二、四六の二、四七の二、四八の二、四九の二、五〇の二、五一の二、五二の二、五三の二、五四の二、五五の二、五六の二、五七の二、五八の二、五九の二、六〇の二
飯坂町茂庭字槐下	飯坂町茂庭字八升蒔	一一四の一
飯坂町茂庭字八升蒔	飯坂町茂庭字益ヶ前	一六の三、三七の一、三九
飯坂町茂庭字八升蒔	飯坂町茂庭字田頭山	三六の一、六〇
飯坂町茂庭字八升蒔	飯坂町茂庭字田頭山	一六の三、三七の一、三九
飯坂町茂庭字寺坂口	飯坂町茂庭字北野原	八の三
飯坂町茂庭字寺坂口	飯坂町茂庭字北野原	六、七の二
飯坂町茂庭字寺坂口	飯坂町茂庭字北野原	一〇の二、一一の二、一二の二、一三の二、一四の二、一五の二、一六の二、一七の二、一八の二、一九の二、二〇の二、二一の二、二二の二、二三の二、二四の二、二五の二、二六の二、二七の二、二八の二、二九の二、三〇の二、三一の二、三二の二、三三の二、三四の二、三五の二、三六の二、三七の二、三八の二、三九の二、四〇の二、四一の二、四二の二、四三の二、四四の二、四五の二、四六の二、四七の二、四八の二、四九の二、五〇の二、五一の二、五二の二、五三の二、五四の二、五五の二、五六の二、五七の二、五八の二、五九の二、六〇の二、六一の二、六二の二、六三の二、六四の二、六五の二、六六の二、六七の二、六八の二、六九の二、七〇の二、七一の二、七二の二、七三の二、七四の二、七五の二、七六の二、七七の二、七八の二、七九の二、八〇の二、八一の二、八二の二、八三の二、八四の二、八五の二、八六の二、八七の二、八八の二、八九の二、九〇の二、九一の二、九二の二、九三の二、九四の二、九五の二、九六の二、九七の二、九八の二、九九の二、一〇〇の二及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部